

しが省エネ家電買替特別支援事業(しが省エネ家電買替応援キャンペーン)
登録店舗募集要領(令和5年8月3日制定)

県では、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を目的として、「しが省エネ家電買替特別支援事業」を実施する。

この要領では、本事業に参加する県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定める。

1 【事業概要】

(1)事業主体

滋賀県(担当:総合企画部 CO2 ネットゼロ推進課)

(2)事業目的

電気代の高騰による影響を受ける家庭の負担軽減と温室効果ガス排出量の削減を図る。

(3)キャンペーン名称

しが省エネ家電買替応援キャンペーン

(4)キャンペーン内容

キャンペーン登録店舗で対象製品を購入(買替に限る)した者に対し、購入品目等に応じたキャッシュレスポイント等を交付する。

(5)対象者

滋賀県在住の個人

※「しが CO2 ネットゼロムーブメント」への賛同を要件とする。

(6)事業期間

1 購入・設置対象期間

令和5年7月14日から令和6年1月31日

2 ポイント等交付申請受付期間

令和5年9月14日から令和6年2月16日

※ただし、全体予算上限に到達するまで。

(7)対象製品

エアコン、冷蔵庫で以下に該当するもの

- ・家電製品の統一省エネラベル多段階評価点(★の数)が一定水準以上のもの
- ・県内のキャンペーン登録店舗の店頭で購入された製品であること
- ・家庭で使用するものであること
- ・新品であること(買替に限る)
- ・本体価格(税別)が80,000円以上の製品であること

(8)ポイント等付与額

品目	統一省エネラベル 多段階評価点	ポイント等付与額
エアコン	★4.0以上	20,000円分
	★2.0以上★4.0未満	10,000円分
冷蔵庫	★4.0以上	20,000円分
	★2.0以上★4.0未満	10,000円分

なお、エアコンの省エネラベルについては、令和4年10月1日付けで改正されたが、令和5年9月30日までは改正前のラベルによることができることとなっていることから、統一省エネラベル多段階評価点が一定水準以上である製品の考え方は以下のとおりとする。

品目	購入日	統一省エネラベル 多段階評価点		ポイント等付与額
エアコン	令和5年 9月30日 以前	旧基準又は新基準 のいずれか	★4.0以上	20,000円分
			★2.0以上★4.0未満	10,000円分
	令和5年 10月1日 以降	新基準	★4.0以上	20,000円分
			★2.0以上★4.0未満	10,000円分

(9)交付するポイント等の種類

1 キャッシュレス決済サービスのポイント

PayPay、QUO カード Pay、Amazon ギフト券、楽天 Edy、Ponta ポイント、nanaco ギフト、WAON ポイント、au PAY、Google Play ギフトカード、Apple Gift Card

2 商品券

QUO カード、JCB ナイスギフト、パナソニックギフトチェック

2 【キャンペーン登録店舗の要件と登録店舗に依頼する事項等について】

(1)登録店舗の要件

キャンペーン登録店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の要件を満たす必要がある。

- ① 滋賀県内に所在する実店舗(営業所等を含む)であること。
- ② 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。
- ③ キャンペーンの実施に当たり登録店舗にお願いする事項((2)参照)を行うこと。

(2)キャンペーンの実施に当たり、登録店舗に依頼する事項

キャンペーンの実施に当たり、登録店舗では以下の事項を行う必要がある。

1 ポイント等の交付に関する手続き

購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実すること。

- ・身分証の提示等により、購入者が滋賀県内に在住することを確認する。
- ・対象製品の要件に該当するかを確認し、購入者に「キャンペーンチケット」と「しが CO2 ネットゼロムーブメントの賛同に関するチラシ」、「しが CO2 ネットゼロムーブメントのマグネット」を配布する。
- ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配布したことが確認できるようにする。
- ・購入者が申請を行えるよう、必要な書類を適切に発行する。

《必要書類》

- ・購入製品の領収書・レシート
※購入日、店名、型番・JAN コード等の製品を特定できる番号、購入台数、購入金額(本体価格のみ(税別、工事費等別))が確認できること。
- ・購入製品のメーカー保証書(店舗で発行されたレシート上の保証書は不可)
- ・購入製品設置に係る証明書(取付工事注文書、配送注文書、納品書など設置日・納品日が分かるもの)
- ・家電リサイクル券排出者控え(別途売却等される場合は設置前後の写真等買替であることが分かるもの)

2 申請のサポート

ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応すること。

3 事業の周知の協力

キャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力すること。

(3)店舗登録までの措置への協力について

キャンペーンの対象となる設備の購入・設置期間は1(6)に記載するとおり令和5年7月14日からだが、キャンペーン店舗への登録や交付するキャンペーンチケットの送付は令和5年8月末となる。

については、キャンペーン店舗への登録を予定する場合は、以下の点にご留意の上、協力を依頼する。

- ① 自店において購入対象期間中に対象製品を購入した者に対して、店舗で発行された必要書類を適切に保管し、申請受付開始後にキャンペーンチケット等を自店に引き取りに来るよう案内すること。
- ② 申請受付開始後にキャンペーンチケット等の受渡しいただく体制を準備すること。受渡しの際は領収書又はレシート等で購入実績について確認すること。

3【キャンペーン参加店舗の登録申請方法について】

(1)店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請する。

<キャンペーン専用サイト URL> <https://shiga-shoene.jp>

(2)店舗申請期間

令和5年8月23日から令和5年11月30日まで

※なお店舗申請期間以降に新設された店舗については申請期間以降も登録受付を行う。

(3)登録・承認

登録申請のあった事業者について、県(キャンペーン事務局)の確認により適当と認められる場合は登録店舗として登録する。

(4)申請に当たっての注意事項

- ・本募集要項をよくお読み、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行うこと(やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできない。
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とする。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行うこと。(複数店舗分をまとめて申請することはできない。)

4 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーン内容および登録店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付する。熟読の上、内容について十分理解した上でキャンペーンに参加すること。また、不明点などがある場合は、コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにすること。
- ・前述の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載するので、適宜確認し、事業実施の参考とすること。

5 問い合わせ先(参加店舗向け)

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、以下コールセンターにおいて対応する。

コールセンター電話番号: 050-5526-8803 (令和5年8月14日から令和6年1月31日まで)

コールセンター対応時間: 9時～17時 (土日祝、12月29日から1月3日を除く)